



鳥取県公報

平成 22 年 1 月 22 日 (金)
第 8 1 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画事業の認可 (29) (道路建設課)	2
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (30) (東部総合事務所福祉保健局)	2
	指定居宅サービス事業者の廃止 (31) (中部総合事務所福祉保健局)	2
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (32) (〃)	3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (33) (西部総合事務所福祉保健局)	3
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (2)	3
◇ 公 告	平成 21 年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度 (追加募集 : 警察事務)) の実施 (人事委員会事務局任用課)	4

告 示

鳥取県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・6・4号立川甌山線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鳥取県鳥取市立川町五丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	NPO法人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	平成21年12月28日

鳥取県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類

医療法人岡本歯科 医院	医療法人岡本歯科医 院福山診療所	倉吉市福山135	平成22年1月5日	居宅療養管理指 導
〃	医療法人岡本歯科医 院浦安診療所	東伯郡琴浦町浦安 102-2	〃	〃

鳥取県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理し た年月日	サービスの種類
医療法人岡本歯科 医院	医療法人岡本歯科 医院福山診療所	倉吉市福山135	平成22年1月5日	介護予防居宅療養 管理指導
〃	医療法人岡本歯科 医院浦安診療所	東伯郡琴浦町浦安 102-2	〃	〃

鳥取県告示第33号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月22日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の 所在地	指定障害福祉サ ービス事業を行 う事業所の名称	指定障害福祉サ ービス事業を行 う事業所の所在 地	障害福祉サービ スの種類	変更年月日
特定非営利活動 法人地域活動支 援センターおお ぞら	米子市中島二丁 目1-33	支援センター る・しえる	米子市中島二丁 目1-33	生活介護 就労継続支援B 型	平成21年12月 26日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第2号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに東伯郡選挙区における当該選

挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年1月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,754
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 147,946
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数 16,614

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成22年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成22年1月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
警察事務	2名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額142,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格がある者は、昭和61年4月2日から平成4年4月1日までの間に生まれた者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

（2）試験期日

平成22年2月28日（日）

（3）試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取市文化センター会議室 鳥取市吉方温泉三丁目701

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(2) 試験期日

平成22年4月2日（金）

(3) 試験会場

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、作文試験を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成22年3月18日（木）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成22年4月19日（月）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。したがって、採用候補者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、平成22年5月1日の予定である。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋本部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成22年2月1日(月)から同月10日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年2月10日(水)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年2月1日(月)午前0時から同月10日(水)午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。